2　この議定書は、生物の多様性に関する条約第一五条の規定の範囲内の遺伝資源及びその利用から生ずる利益について適用する。この議定書は、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって同条約の範囲内のもの及び当該伝統的な知識の利用から生ずる利益についても適用する。（第三条関係）

3　国際協定及び国際文書との関係（第四条関係）

(一)　この議定書は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(二)　この議定書のいかなる規定も、締約国が他の関連する国際協定を作成し、及び実施することを妨げるものではない。

(三)　この議定書は、この議定書に関連する他の国際文書と相互に補完的な方法で実施する。

(四)　取得の機会及び利益の配分に関する専門的な国際文書であって、生物の多様性に関する条約及びこの議定書の目的と適合し、かつ、これらに反しないものが適用される場合には、この議定書は、当該国際文書が対象とし、及び適用される特定の遺伝資源に関しては、当該国際文書の当事国については、適用しない。

4　公正かつ衡平な利益の配分（第五条関係）

(一)　遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業化から生ずる利益は、当該遺伝資源を提供する締約国と公正かつ衡平に配分する。その配分は、相互に合意する条件に基づいて行う。締約国は、この規定を実施するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

(二)　締約国は、遺伝資源についての先住民の社会及び地域社会の確立された権利に関する国内法令に従って先住民の社会及び地域社会が保有する遺伝資源の利用から生ずる利益が、相互に合意する条件に基づいて、当該先住民の社会及び地域社会と公正かつ衡平に配分されることを確保することを目指して、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

(三)　利益には、金銭的及び非金銭的な利益（附属書に掲げるものを含むが、これらに限らない。）を含めることができる。

(四)　締約国は、遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益が当該伝統的な知識を有する先住民の社会及び地域社会と公正かつ衡平に配分されるよう、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件に基づいて行う。

5　遺伝資源の取得の機会（第六条関係）

(一)　遺伝資源の利用のための取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源を提供する締約国が、天然資源に対する主権的権利の行使として、かつ、取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則に従い、情報に基づいて事前に同意することを必要とする。ただし、当該締約国が別段の決定を行う場合を除く。

(二)　締約国は、先住民の社会及び地域社会が遺伝資源の取得の機会を与える確立された権利を有する場合における当該遺伝資源の取得の機会について、当該先住民の社会及び地域社会の情報に基づく事前の同意又は当該先住民の社会及び地域社会の承認及び関与が得られることを確保することを目指して、適宜、国内法令に従って措置をとる。

6　締約国は、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって先住民の社会及び地域社会が有するものが当該先住民の社会及び地域社会の情報に基づく事前の同意又は当該先住民の社会及び地域社会の承認及び関与を得て取得されること並びに相互に合意する条件が設定されていることを確保することを目指して、適宜、国内法令に従って措置をとる。（第七条関係）

7　取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の遵守（第一五条関係）

(一)　締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令又は規則に従い、自国の管轄内で利用される遺伝資源が情報に基づく事前の同意によって取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適当で効果的な、かつ、相応と認められる立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

(二)　締約国は、(一)の規定に従ってとった措置の不遵守の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、相応と認められる立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

(三)　締約国は、(一)に規定する取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令又は規則の違反が申し立てられた事案について、可能かつ適当な場合には協力する。

8　遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の遵守（第一六条関係）

(一)　締約国は、先住民の社会及び地域社会が所在する他の締約国の国内の法令又は規則であって取得の機会及び利益の配分に関するものに従い、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって自国の管轄内で利用されるものが当該先住民の社会及び地域社会の情報に基づく事前の同意又は当該先住民の社会及び地域社会の承認及び関与によって取得されており、並びに相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適当な場合には、適当で効果的な、かつ、相応と認められる立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

(二)　締約国は、(一)の規定に従ってとった措置の不遵守の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、相応と認められる措置をとる。

(三)　締約国は、(一)に規定する取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令又は規則の違反が申し立てられた事案について、可能かつ適当な場合には協力する。

9　遺伝資源の利用の監視（第一七条関係）

(一)　締約国は、遵守を支援するため、適宜、遺伝資源の利用について監視し、及び透明性を高めるための措置をとる。

(二)　情報に基づく事前の同意を与えるとの決定等を証明するものとして発給され、及び取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供された許可証又はこれに相当するものは、国際的に認められた遵守の証明書とする。

(三)　国際的に認められた遵守の証明書は、情報に基づく事前の同意を与えた締約国の国内の法令又は規則であって取得の機会及び利益の配分に関するものに従い、当該証明書が対象とする遺伝資源が情報に基づく事前の同意によって取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることを証明する役割を果たす。

(四)　国際的に認められた遵守の証明書には、少なくとも、発給した当局、発給日、提供者、当該証明書の固有の識別記号、相互に合意する条件が設定されたことの確認、情報に基づく事前の同意が得られたことの確認等の情報を含める。ただし、当該情報が秘密のものでない場合に限る。

10　金銭的及び非金銭的な利益の例が掲げられている。（附属書関係）

◇違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定（条約第一一号）（外務省）

この協定は、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（以下「IUU漁業」という。）を防止し、抑止し、及び排除すること並びにこれにより海洋生物資源及び海洋生態系の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、IUU漁業に対する効果的な寄港国の措置の実施等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、効果的な寄港国の措置の実施を通じて、IUU漁業を防止し、抑止し、及び排除すること並びにこれにより海洋生物資源及び海洋生態系の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。（第二条関係）

2　締約国は、自国に入港を希望し、又は自国の港にある船舶であって自国の旗を掲げる権利を有しないものについて、寄港国としての資格においてこの協定を適用すること等について定める。（第三条関係）

3　この協定のいかなる規定も、国際法に基づく締約国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではないこと等について定める。（第四条関係）

4　締約国は、最大限可能な範囲で、漁業に関連する寄港国の措置を一層広範な寄港国による監督に関する制度と統合すること、自国の関連する当局の間で情報を交換し、及びこれらの当局の活動を調整するための措置をとること等を行う。（第五条関係）